

○吉川沙織君 立憲民主党の吉川沙織でございます。

今通常国会においては、内閣提出議案の条文や

関連資料に多くの誤りが判明し、議院運営委員会
理事会や委員会で議論、質疑を行うとともに、本
院においては、各会派合意の下、議院運営委員長
から政府に対する要請についても行つたところで
ございます。

そんな中、先週土曜日、特定会派の参院議員提
出で成立した公職選挙法の罰則に関する条文の誤
りについて報道がありました。選挙については当
委員会の所管事項であり、民主主義の根幹である
選挙に関わる法律の、しかも罰則の条文の誤りと
いう重要な内容であることから、冒頭に事実確認
だけさせていただければと思います。

総務省に伺います。

今回の条文誤りを総務省としてはいつ認識し、
いつ参議院法制局にお伝えになりましたでしょうか。
○政府参考人（森源一君） お答え申し上げます。
総務省におきましては、平成三十年十二月に御
指摘の条文改正の漏れに疑義を持ちまして、参議
院法制局にこのことについて確認の連絡をいたし
たところでございます。

○吉川沙織君 法が、まあひどい形ではありまし

たけど、平成三十年の七月に可決、成立をして、
法を誠実に執行する責務を負う行政府たる総務省
としては条文のチェックをされていたところ、疑
義が生じたので、それを参議院法制局に伝えたと
いうことだと思います。それが平成三十年十二月
ということでした。

では、参議院法制局は、総務省のこの伝達を受
けて、これを当該議案の提出会派や参議院事務局
に報告しましたか。

○法制局長（川崎政司君） まず、この度は、私
どもの不手際によりまして先生方に御心配をお掛け
することになりましたこと、心よりおわび申し
上げます。

その上で、お尋ねについてお答えをさせていた
だきます。

平成三十年十二月、総務省から連絡を受けて、
提出会派への報告、事務局に伝えるといったこと
はしておりません。

○吉川沙織君 平成三十年十二月、今は令和三年
四月ももう下旬です。約二年半放置をしていたこ
とに結果としてなりますが、なぜ提出会派にも参
議院事務局にも報告しなかった、その理由につい
て教えてください。

○法制局長（川崎政司君） まず、総務省から指
摘を受けました平成三十年十二月の段階では、整
理漏れの情報が担当の第三部長にとどまる」とい

なり、組織として共有することができなかつたため、対応することができませんでした。

その後、組織として把握するに、その後一年以上たつてからでございますが、組織として把握するに至つたところ、これまで、そういうその条文の整理漏れのようなミスにつきましては、実質的な法律改正をする際に訂正をするといったようなことがございますので、その実質的な改正でどうにか改正できないかということいろいろ模索をしている間に時間がたつてしまつたということですございます。申し訳ございません。

○吉川沙織君 法制局長、先ほどから条文の整理漏れという言葉をお使いになりますが、総務省、これ条文誤りということでいいですよね、選挙部長。

○政府参考人（森源二君） 条文として正しくない、誤っているというふうに認識をしているものでございます。

○吉川沙織君 そもそも参議院法制局の認識として、昨日説明に来ていただきましたけど、そのときも条文の不整合という言葉で終わらせようとしている。今の説明も整理漏れとおっしゃいました。これはあくまで罰則に関わる条文の誤りそのものであつて、今ほかの例をお引きになりましたけど、ほかの例は、改正のときにもう要らなくなつた項目がその次の改正で整理をしたというだけで

あつて、罰則に関わるとか条文の誤りそのものではありません。二年半放置してしまつたということの責任は、特定会派の参議院議員提出の公職選挙法の改正ではありましたけれども、その主体として厳しく責任が問われてしまうのではないかと思いますが、ここで総務省選挙部にまた伺います。

今回の条文誤りに係る罰則の適用についての見解を伺います。

○政府参考人（森源二君） 公職選挙法の文言上、電子メールを利用する方法による選挙運動用文書図画の頒布に係る表示義務違反についての罰則の規定が正しく規定をされていない状況が生じているところでございまして、本来の立法意図に照らしまして、同規定が正しく適用されるか否かにつきましては、これ、最終的に個別の事案につきまして司法により判断されることになるものと考えてい

いるところでございます。

○吉川沙織君 法律の執行段階にあれば、今選挙部長が答弁なさつたとおり、一義的には検察が判断して、最終的には裁判所、つまり司法の判断になるというのは、確かにそのとおりだと思います。しかし、行政は法律を誠実に執行し、司法は争訟

に対して法律を適用して裁定するのですから、いずれも法律がいかに規定しているかが重要であつて、条ずれの単純ミスで生じた誤りであつたとしても影響は甚大です。

ここで改めて参議院法制局長に伺います。

二年半近くも放置して、仮に、この間、令和元年の第二十五回参議院通常選挙ありました。今も現に三つの補欠選挙、再選挙が行われています。半年以内に総選挙も必ず執行される状況にある中で、この間、仮に何か事案があつたらどうするつもりだつたんですか。

○法制局長（川崎政司君） 私どもは、執行機関あるいはそういう罰則を適用するような機関ではございませんので、私どもとして何かできるということはございませんが、私どもとしましては、やはり、先ほど総務省がお答えになつたように、規定の適用の可否については、個別の事案あるいは具体的な事実を踏まえて司法当局で判断し、対応していくことになるものというふうに考えていたところでございます。

○吉川沙織君 法の執行に至ればそつかも分かりません。ただ、この条文の誤り、あくまで法制局は条文の整理漏れとか不整合とおっしゃいますけど、総務省は誠実に条文を読み下したら、これは条文の誤りだということです。しかも、罰則に関する条文の誤りです。

法的安定性を著しく欠く現状であるということ、法制局はミスを生じた主体として責任感に欠ける、せめて報告は即座にするべきだつたと思います。我々の認識と大きな開きが残念ながらあるのでは

ないかと思いますし、私、これ四月一日の議院運営委員会で官房長官に対しても申し上げました。条文の誤りは国民の権利義務に重大な影響を及ぼし、また、国民生活、経済活動に混乱を招きかねない、こうしたことであるということを立法府の法制局としても改めて認識いただきたいと思います。

○吉川沙織君 ここでまた総務省選挙部に伺います。

公職選挙法を所管し、誠実に執行する責務を有する総務省として、このような法の誤りが放置されている、この現状をどうお考えになりますか。

○政府参考人（森源二君） 本件の条文改正の漏れによりまして、条文のある、誤りのある状況、これは本当に望ましくないもので、是正される必要があるものというふうに考えているところでございます。

総務省としても、今後見込まれる直近の公職選挙法の改正に併せて本件についても是正されるようになるなど、引き続き参議院法制局などと連携してしっかりと対応させていただきたいと存じます。

○吉川沙織君 今回の案件につきましては、総務省は、特定会派の参議院議員が提出した公職選挙法の改正で、まあ通っちゃつたので、条文チエックして、それを出した主体である法制局に迅速にお伝えになつた。それを判断する、報告をするの

はあくまで参議院の法制局にあつたはずです。

ただ、このような誤りが生じてしまったのは、参議院改革協議会でも全く議論していなかつた内容の法案、おととしの参議院選挙で初当選された議員の皆さんは御存じないかと思いますが、全く、参議院改革協議会で一年十七回掛けて選挙制度改革どうしようかと議論していた以外のものが突如出てきて、たつた二週間とかそんなもので条文作成に携わつた法制局は過大な負担が掛かつたことは容易に想定されます。ですので、参議院改革協議会、前の参議院改革協議会でも全く議論していない内容の法案を急遽、各会派の合意が大事であるにもかかわらず、それをなきらなかつた自民党会派にも私は責任があるのではないかと思います。

今、選挙部長からお話をございましたとおり、罰則に係る条文の誤りそのもので一刻も早く是正されるべき内容だと思いますので、ここは、今日午後一時から議院運営委員会理事会もござりますので、やり取りをしていきたいと思います。参議院法制局長と選挙部長に対しては以上でございますので、委員長、お取り計らいよろしくお願いします。

○委員長（浜田昌良君） 参議院法制局川崎法制局長及び総務省自治行政局森選挙部長はここで退席いただいて結構でございます。

○吉川沙織君 本改正案について質問いたします。

社会問題となつてゐるインターネット上の誹謗中傷に対処するためのものであります。これ新たな裁判手続の新設等を行うものです。昨年五月には痛ましい事件もあつたところでございますが、インターネット上の誹謗中傷の発生状況について総務大臣にお伺いいたします。

○国務大臣（武田良太君） 総務省が委託運営を行つてます違法・有害情報相談センターにおける相談対応件数は、平成二十七年度以降、約五千件で高止まりしており、センターにおける相談が開始された平成二十二年度と比較すると約四倍となつております。

○吉川沙織君 センターが創設されてから約四倍、残念ながらインターネット上の誹謗中傷の事案は一方的に右肩上がりに増えてしまつてゐるという状況が大臣の答弁から改めて分かりました。

では、インターネット上の誹謗中傷とかあると思うんですけど、権利侵害事案としてはどのような類型が多いのか、総合通信基盤局長に伺います。

○政府参考人（竹内芳明君） お答えいたします。

総務省として国内のプロバイダーに対して行いました平成元年度の調査結果によりますと、最も多い類型は名誉毀損、プライバシー侵害事案であり、次いで知的財産権侵害事案が多いとの結果が出ております。この名誉毀損、プライバシー侵害事案には人権侵害事案が含まれてゐるものでござ

います。令和元年度のアンケート結果でございました。

○吉川沙織君 今の局長答弁によれば、名誉毀損、プライバシー、それから知的財産侵害事案も多い、その中で人権侵害も含まれるということであり、大変深刻な問題だと思います。

権利侵害事案の多いプラットフォーマーはどこ

なのかということに関しては、四月八日の衆議院総務委員会での局長答弁によれば、最も多いのがツイッター、次いでグーグル、フェイスブックということでありましたが、近年、これらがもう当たり前のように使われるようになるとともに、権利侵害事案が増えているということも言えるかと思います。

では、この法律、制定されたときは片山虎之助総務大臣のときでございましたけれども、それ以降どれぐらい改正されたか、局長、教えてください。

○政府参考人（竹内芳明君） 平成十三年に現行法が成立して以降、法改正を実施したのは一回でございます。平成二十五年、インターネット選挙運動の解禁を内容とする公職選挙法の一部を改正する法律の公布、施行に伴いまして、選挙運動期間における名誉侵害情報の流通に関する公職の候補等に係る損害賠償責任について特例を新設したものでございます。

○吉川沙織君 それっていわゆる、まあ改正は改正なんでしょうけど、総務委員会でやっていました。

○政府参考人（竹内芳明君） どの委員会で御審議いただくかは国会でお決めいただくことでございますが、たしか倫選特で御審議いただいたと記憶しております。

○吉川沙織君 今局長が答弁なさった平成二十五年の公選法の改正は、いわゆるインターネット選挙運動ができるようにするための改正であって、そのためにこの法案も改正しなきやいけないという理由であって、総務省が自発的に改正しました。うといつた改正ではありません。

法改正がその平成二十五年のインターネット選挙運動解禁に伴う改正であったことは確認できました。では、総務省令の改正の回数についてお伺いします。

○政府参考人（竹内芳明君） 平成十四年にプロ

テレ法の施行の際に開示請求の発信者情報を定める省令が制定されて以降、省令改正は四回実施しております。

○政府参考人（竹内芳明君） 平成十三年に現行法が成立して以降、法改正を実施したのは一回でございます。平成二十五年、インターネット選挙運動の解禁を内容とする公職選挙法の一部を改正する法律の公布、施行に伴いまして、選挙運動期間における名誉侵害情報の流通に関する公職の候補等に係る損害賠償責任について特例を新設しました。

これは、SIMカードの識別番号やポート番号、あるいは発信者の電話番号といった開示対象について省令で規定しておりますので、そうした改正を四回実施してござります。

○吉川沙織君 つまり、平成十三年、片山虎之助

総務大臣の下で本法が制定されて以降、改正は倫選特委員会では行われましたけど、総務委員会で自発的に行われたものではなく、省令改正は発信者番号開示の省令に伴う改正が四回。直近の例は去年の八月であると承知しておりますけれども、本当にこれでよかつたのかというところで一つお伺いしたいと思います。

先ほど総務大臣から、権利侵害事案の件数は増えているという答弁ありました。事実、先ほどもありましたけれども、違法・有害情報相談センターの相談件数は、インターネット上の権利侵害に関する人権侵害事件数のいずれも、この十年の増加が非常に顕著です。よって、この対策の緊急性は高いと言えます。

ただ、平成十二年に公表された当時の郵政省インターネット上の情報流通の適正確保に関する研究会報告書において、発信者情報開示については非訟手続の考え方が提言されていました。にもかかわらず、平成十三年のプロバイダー責任制限法制定時には、非訟手続ではなく開示請求に関する手続の制度整備が行われるにとどまって、以降、開示請求そのものに関する見直しは行われてきました。

現在に至るまで、今日現在に至るまで、プロバイダー責任制限法に、平成十二年の報告書、貴重な提言いっぱい書かれています、なぜこれを踏ま

えた非訟手続を整備することとならなかつたんでしょうか。

○政府参考人（竹内芳明君） 憲法第三十二条におきまして「何人も、裁判所において裁判を受けおきましても「何人も、裁判所において裁判を受けれる権利を奪はれない。」とされておりまして、憲法上実体的な権利義務関係の存否を終局的に確定する場合には訴訟手続によることが要請されております。

このため、当時、郵政省におきましては、平成十二年の報告書を踏まえまして、平成十三年成立のプロバイダー責任制限法第四条におきまして発信者情報開示請求権を創設し、かかる権利義務の存否及びその内容を終局的に確定させるためには当事者が訴訟手続において争う機会を保障する必要があることから、訴訟手続で行う機会を保障したものでござります。

なお、近年に至りまして迅速な被害者救済が求められてきていることから、今般、非訟手続を導入する形で見直しを行うものでございます。

○吉川沙織君 今回は非訟、訴訟ではなくて非訟の手続を取ることも認めるわけですけれども、何でもっと早くやれなかつたんでしょう。

○政府参考人（竹内芳明君） 先ほど申し上げましたように、憲法上の要請によりまして、まず実体法上の発信者情報の開示請求権、これをまずは平成十三年の法律におきまして法律の第四条とし

て規定をし、訴訟で争えるための根拠規定を置いたということでございます。

その後、スマホの普及でございますとかSNSの利用の増大、こういったことに伴いまして、これは表現の自由と被害者の救済のバランスをどのように取つていくかということの上において、近年においては被害者の迅速な救済ということについての要請が高まつてまいつたという認識の下で、今回改正をお願いするものでございます。

○吉川沙織君 発信者情報の開示、つまり被害者の救済、権利救済と表現の自由とのバランスというのは非常に大事だということは理解しますけれども、これだけ一気に法改正に、今まで至らなかつたものが、憲法上の要請として、至らなかつたものが今回至つたということは、やはり昨年五月のあの痛ましい事件も大きなきっかけになつたんだと思われますが、もっと早く検討してもよかつたのではないかと思います。

では、裁判所による決定手続を新設した最近の立法例について教えてください。

○政府参考人（竹内芳明君） 裁判所による決定手続を新設いたしました最近の法律におきまして、例えば例といたしましては、令和元年に制定されました表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律及び平成十九年に改正された犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律が挙げられます。これらの法、両法律につきましては、いずれも施行期日を一年六月以内で政令で定めるものでございます。

す。

これは、この法律の施行に向けましては、最高裁判所規則や総務省令、さらに新設する開示命令事件に関する裁判手続において用いられる各種文書の様式などの検討や制定作業等が相当量発生すること、また、影響を受ける者の範囲が事業者等多岐にわたるために相当の準備期間、周知期間を必要とするなどを勘案して定めたものでございます。

○吉川沙織君 今局長の答弁で、新たな裁判手続を法律の中に定めた例として令和元年の例と平成十九年の法案を挙げていただき、それはいずれも施行が一年六か月以内とされていると伺いました。

では、この裁判手続を新たに新設した二つの法案が実際公布の日から施行までどの程度掛かったのか、教えてください。

○政府参考人（竹内芳明君） 御説明いたしました二つの改正法につきましては、いずれも公布の日から約一年五ヶ月後に施行されております。

○吉川沙織君 では、今回のも、先ほど、なぜ公布と同時に施行できないのか、一年六か月以内にしているのかという理由のところで、局長の答弁によれば、最高裁の規則とか、あと裁判手続において定められるいろんなもの、それから総務省令の改正が多岐にわたるということが挙げられました。であると、やはり今回も緊急性がすごい高い法案であり、施行は早い方が、整えばいいと思うんですけども、それなりの時間を要するということだと思います。

ここで一つ確認させてください。今回の改正法が施行されるのが公布の日から一年以上掛かってしまう可能性が、蓋然性が高い中、その改正法施行より前に起きてしまった権利侵害事案について、本改正に基づく発信者情報開示請求を行うことは

可能でしょうか。

○政府参考人（竹内芳明君） 改正法施行より前に起きた権利侵害事案であっても、当該権利侵害事案について改正法に基づく開示命令の申立てを行なうことは可能でございます。

○吉川沙織君 今の答弁では、改正法がしばらく先の施行になるでしようけれども、施行より前に起きてしまった権利侵害事案についても改正法に基づく請求を行えるということでした。

ただ、これ開示請求を行つても、ログがプロバイダーとかに残つていなければ全くもつて意味を成さないおそれもあります。ログは、やっぱり事務的なものに必要なものは事業者が保存しますけど、やはりいろんな通信の秘密の観点から一定程度の期間がたてば消去するのが筋だと、それも思います、分かります。

でも、やっぱりこういうことも考えられますので、そのとの関係をどう考えるかは現行手続と同様に大事だと思います。裁判手続の新設を伴う法改正であるために準備に時間を要することは理解しますが、やはりこの改正は権利侵害事案に対応するものですから、早期施行に向けて立法府の立場からも注視をしていきたいと思います。

今回の法改正のよりどころとなつたのは、発信者情報開示の在り方に関する研究会最終とりまとめ、これが本改正案の基となつていると承知して

おります。今回、実際に新たな裁判手続が新設されれば、これ運用は総務省ではなくて裁判所となります。本改正の、今申し上げた研究会には、オブザーバーとして第一回から法務省と文化庁が入つてきました。でも、最高裁は第七回目からしか参加していません。

最高裁のみ途中参加となつた理由を総務省に伺います。

○政府参考人（竹内芳明君） 御指摘の研究会におきましては、昨年八月に中間とりまとめを公表して以降、今回の改正法における改正事項でございました新たな裁判手続の在り方について集中的に検討をいただきました。

こうした検討を行う際には、実際に裁判実務を担当する裁判所の知見が必要不可欠であつたことから、昨年九月に開催されました第七回会合から最高裁判所にオブザーバーとして参加いただいたものでございます。

○吉川沙織君 必要になつたからということは分かるんですが、この発信者情報開示の在り方に関する研究会の第一回目は令和二年四月三十日となつていて、このときは、特に新たな裁判手続を創設するとか、そういうことが想定されていました。このときは、特に新たな裁判手続を創設するとか、そういうことが想定されていましたが、かつたからだと思いますが、それで認識合います

○政府参考人（竹内芳明君） 第一回を開催した

時点におきましては、広範に、本法が施行されて二十年、約二十年経過ということで、その間のサービスや技術の変化というものを踏まえて、どういう見直しを行っていくべきかということについて幅広く議論をスタートいたしました。

その後、痛ましい事案などもあり、そういった状況も踏まえ、先ほど申し上げましたように、八月の中間とりまとめ以降におきましては、迅速な被害者救済のための新たな裁判手続といったテーマについて重点的に御検討いただいたものでござります。

○吉川沙織君 今、四月の第一回目の時点では広範な論点について議論をする。七月十日と八月二十八日に中間とりまとめについて議論されていますが、ここでは様々慎重な意見をおつしやった委員の方がいらっしゃると承知していますが、その辺、その後どう対応されたんですか。

○政府参考人（竹内芳明君） 七月に公表いたしました中間とりまとめ案におきまして、新たな裁判手続についてどのような考え方、制度的な立て付けで考えていくべきかということについて少し論点整理的なものをお示しをいたしました。

その時点では、新たな裁判手続として、やはりその権利保障をどういうふうにやっていくのかとか細かな点まで十分議論が及んでおりませんでしたので、多くの関係者の方々から、こういった点

は心配だとか、こういった点はもう少し丁寧に議論した方がいいんじゃないか、様々な御議論をいたきましたので、先ほど申し上げましたように、九月以降の会合におきまして最高裁にもオブザーバーとして参加いただき、また、関係の弁護士の方々などからも様々な知見をいただいて、本当に

丁寧に議論を重ねて、合計十一回にわたる会合でお取りまとめをいただき、最終的には、その中間とりまとめのパブコメの際に様々問題点の指摘をされていた委員の方々もこれが恐らく現時点で考え得る最大、ベストの案であるということで、最終回においては皆様同意をいただく、合意をいただく形で取りまとめをいたしました、こういう経緯でござります。

○吉川沙織君 中間とりまとめの段階では構成員の方が慎重な意見をおつしやつて、この中間とりまとめが提示されたのが七月十日で、痛ましい事案があつたのが五月ですでので、議論を若干急いだ分、ちょっと、今答弁あつたように細かな点について議論が及んでいなかつたということもありましたので、その後は丁寧に最高裁にも参加をいただいて議論をされて、このとりまとめに至つているものかと思います。

この最終とりまとめにおいては、訴訟ではなく、非訟手続創設のメリットとして、訴訟手続よりも裁判所の職権性が強い非訟事件手続と書いてあり

ます。

ここで、法務省に伺います。

裁判所が運用上、一定程度後見的な役割を担い得ることが挙げられていますが、裁判手続の新設に伴う裁判所の負担について認識をお伺いいたします。

○政府参考人（金子修君） 本法案で想定されております新たな裁判手続の導入によりまして裁判所の負担が実際に増加するか否かにつきましては今後の運用を見守つていくことになりますが、いずれにせよ、負担が増加することになったとしても、裁判所においては、新たな裁判手続が創設された趣旨に従つて適切に制度を運用するとともに、そのために必要な体制整備を行つていくものと承知しております。

○吉川沙織君 今までは訴訟、まあ裁判外で任意証手続を創設することによって件数が増加する、それからまた、職権探知主義というんですか、そういうふうに思いますが、それがいつまでたっても想定されますので、是非、運用上見つつだとは思うんですけど、適切に対応いただければと思います。

今回、発信者情報開示の申立てに当たつての費用の負担について伺います。現行手続で掛かる費用と新設される非訟手続において必要となる主な

費用について、局長に伺います。

○政府参考人（竹内芳明君） 現行の裁判手続において必要となる主な費用につきましては、仮処

分手続については、手数料二千円のほか、担保を立てることが発令の条件となつております。この担保の額につきましては、例えば東京地方裁判所保全部においては通常十万円から三十万円というふうに聞いております。また、訴訟手続について

は、手数料として一万三千円でございます。

他方で、本改正案による新たな裁判手続において必要な費用、裁判所に納付する手数料につきましては一申立て当たり千円が想定され、担保を立てることは発令の条件とはなつております。

なお、いずれの場合におきましても、このほか、郵便切手代や弁護士費用等が必要となると考えております。

○吉川沙織君 濟みません、今ちよつと聞き取れない部分があつたんですが、官報つておつしやいました。

○政府参考人（竹内芳明君） 濟みません。日本郵政のかんぽではなく、担保でございます。（発言する者あり） 担保、担保、担保金、担保。

○吉川沙織君 いずれにしても、現行の手続に要する費用と新設される非訟手続に要する費用といふのはかなり、非訟手続だと千円ということですので、非常に心理的、金銭的なハードルは下がる

ことになります。となると、被害者の権利回復の観点からは、制度の使いやすさというのはとても重要です。

ただ一方で、従来よりも簡易な手続、割安な費用となることにより、手続の悪用とか濫訴のおそれがあるのではないかと思いますが、御見解を伺います。

○政府参考人（竹内芳明君） 本改正案では、権利侵害の明白性といった開示の判断に当たつての実体要件は変更しておりませんので、本改正により濫訴が生じるとは考えておりません。また、手続上も、異議の訴訟が提起されない場合などには終局決定に確定判決と同一の効力として既判力が付与されるとともに、申立ての取下げについても一定の場合には相手方の同意を要するものとするなど対策が講じられており、本改正により濫訴が生じるとは考えておりません。

○吉川沙織君 最終とりまとめの報告書の二十二ページと二十五ページに、例えば、今回の非訟手

続の創設に当たつて件数の増加等による負担が増しどか、あと、新たな裁判手続においては現在よりも簡易迅速な形でというのを書いてあるので、やはり、いい人がいればそうでない人もいるかも分かりません。あると思うんですけど、大丈夫ですか。

○政府参考人（竹内芳明君） 先ほど申しました

ように、制度上の一定の歯止めは私どもしつかりと設けているというふうに考えております。

ただ一方で、今後、本法案をお認めいただけまししたら、その運用段階において、どのような状況になつているのかというところについてはよく私どもとしても実態を把握をし、見直すべき点があればしつかり検討していきたいと、このように考

えております。

○吉川沙織君 今回は、発信者情報開示の在り方に関する研究会で、中間とりまとめでは慎重な意見が出たけれども、その後、丁寧な議論をして、結果として、非訟と訴訟のハイブリッドとして、異議なく開示可否が確定した場合には、今答弁でも言葉をお使いになりましたけど、既判力が生じて濫用的な蒸し返しは防止でくるとされている一方で、手続の悪用や濫用というのは、実はこの発信者情報開示制度固有じやなくて、民事上、紛争一般に存在する問題とされています。

総務省、この点どうお考えでしあうか。

○政府参考人（竹内芳明君） 御指摘のとおり、手続の濫用は、本制度固有の問題ではなく、民事上、紛争一般に存在する問題でございます。このため、一部の者による濫用を防止する仕組みを設けた場合には、被害救済を求める他の利用者の利便を阻害するおそれもあるという点にも十分配慮することが必要でございます。

総務省としては、裁判所による公正かつ厳正な審査の下、審理の下、発信者情報開示制度の適正な運営が図られるものと考えておりますが、法施行後、看過し得ない濫用事例が頻発した場合には、関係省庁と相談をし、必要な対応を検討してまいりたいと考えております。

○吉川沙織君 本改正案の施行はしばらく、先ほどの答弁に鑑みれば先になるんでしょうかけど、もしそういう事態が起こつたならばしっかりと対応していただきたいと思います。

今回、新たな裁判手続、つまり非訟を取り入れるということですが、これによってどの程度審理の時間が短縮されるのか、お伺いします。

○政府参考人（竹内芳明君） 新たな裁判手続においておきまして、開示まで要する期間につきましては、おおきく新たな裁判手続を創設するものであり、また、個別の事案によつても事情が異なると想定されますので、一概にお答えすることは難しい面があるのは御理解いただきたいと思います。

その上で、現状二段階の開示手続が一本化されるということに伴いまして、手続の迅速化ということは期待をされるわけでございます。現状、二段階合わせて一年程度掛かっているものにつきまして、一本化によりまして数か月から六か月程度で開示が可能となることを私どもとしては期待をしたいと考えております。

○吉川沙織君 ここで法務省に伺います。

今回採用された非訟・訴訟手続のハイブリッド形式では、争訟性が低く、非訟手続限りであれば、今局長から答弁あつたように、今までよりかは早期解決が可能となると思います。ただ、これ裏返せば、争訟性が高く、非訟手続の後、異議申立てが行われ、訴訟に移行する場合には時間が掛かることが考えられます。

本改正案で、今は二段階の手続、手続って何回もおつしやいましたけど、コンテンツプロバイダーとアクセスプロバイダー相手とする二段階の手続が一本化となるため一定程度の時間短縮は図られるけど考えますが、実際運用してみればそこまで変わるものか、甚だちょっと疑問です。で、今も局长答弁で期待したい、衆議院の答弁でも期待したいと、この答弁ぶりも実は引っかかります。

様々な事案があり得る中で、非訟、訴訟いずれにしても、裁判所の判断の迅速化を図つていく方策を裁判所としても考えていただく必要があるんじゃないかと思いますが、法務省の見解を伺います。

○政府参考人（金子修君） 裁判所の運用に係る問題ではありますが、委員御指摘のとおり、権利侵害を受けた者の速やかな救済を図るということは重要であると考えられますところ、裁判所においては、新たな裁判手続が創設されたこの趣旨を踏まえ、適切に制度を運用していくものと認識しております。

○吉川沙織君 適切に運用されるかどうかは、ちよつとちゃんと見ていかなきやいけないと思います。

一方で、これ最初の方のやり取りでもありますたけど、権利者、被害者の権利回復と、一方で表現の自由とのバランスというのは非常に難しい問題だと思います。

たとえば、権利者、被害者の権利回復と、一方で表現の自由とのバランスというのをどうやっておさなつに運ぶか、それが問題だと思っています。

たんですかといったときの答弁で、憲法上の訴訟手続であることが望ましいということを二回ぐらいい繰り返されましたけれども、やはりこの開示判断についても、この研究会で現行の訴訟手続が望ましいという指摘も実際なされていました。

現行法の第四条第二項においてはプロバイダーの発信者に対する意見照会義務が規定されていますが、今後改正法が施行されれば、相当の事件で、現在よりも簡易迅速な形で発信者情報の開示が命じられることもあり得ます。プロバイダーが特段の理由なく意見照会を懈怠する場合も考えられるとも報告書に書かれて、とりまとめて書かれています。

発信者の意見照会が確実に行われるよう、総務省はどう担保されますか。

○政府参考人（竹内芳明君） 御指摘の意見照会

義務につきましては、開示の請求を受けたプロバイダーが契約上あるいは条理上当然に負うべき義務を明文化したものでございます。

この義務を適切に行わない場合には、発信者がプロバイダーに対しまして不法行為に基づく損害賠償請求等を行うことが可能であり、こういった対応によって、こうした対応が可能になるものと考えております。

○吉川沙織君 開示判断基準について大臣にお伺いいたします。

今回、新たな裁判手続として非訟手続を新設します。プロバイダーへの開示命令の要件として、これも何回もこの間やり取りしましたけど、現行法と同様の権利侵害の明白性の要件を維持するものとされていますが、非訟手続は訴訟と違つて非公開で行われるため、開示可否に関する事例の蓄積や判断の透明性の確保から懸念が示されているところです。

事例の蓄積はもちろん、表現の自由や通信の秘密にも関わることから、開示判断の透明性を確保することが重要との指摘もありますが、大臣の見解を伺います。

○国務大臣（武田良太君） 新たな裁判手続において、裁判所が開示可否の判断を行う際には、非訟事件手続法上、裁判書に理由の要旨を記載する」ととされているところであります。これを基に、

事業者団体等において開示可否の判断に関する事例の蓄積を図り、ガイドライン化し、これを広く公表することが期待されます。総務省においても、このような事業者団体等における取組を促進してまいりたいと考えております。

○吉川沙織君 今総務大臣の答弁で、事業者団体とかから事例の蓄積を図るということでしたけれども、これ、訴訟、非訟、任意の提出も含めて、開示判断の円滑化というのは裁判外の任意の円滑化のためにも必要だと思いますが、裁判所における運用状況については、総務省、どうやって把握するつもりでしようか。局長で結構です。

○政府参考人（竹内芳明君） 先ほど大臣から御答弁申し上げましたように、非訟手続におきましては、その理由の要旨を裁判書において記載されますので、こういったものを私どもも支援する形でセーフアーチンターネット協会などにおいて事例集として蓄積をし、民間事業者における自主的な判断、機動的な対応というものにつながるようになります。このうち現段階で集計ができると三百件が少なくとも三十件あるというふうに承知しております。このうち、訴訟での開示が十九件、訴訟外での任意開示が十一件となつております。

○吉川沙織君 私、時々、総務省行政評価局の規制の事前評価書を引いて質問させていたぐんですけど、今回、省令改正によって開示対象に電話番号を追加することにより、発信者を特定できな

い事例が減少し、被害者救済が図られるということを効果の把握のところに書かれておいでで、実際、三十件、まあ五百件以上請求があつて三十件、

直近の省令改正は、去年五月の痛ましい事件を受けて去年の八月に行われています。これ、電話番号の、開示対象に電話番号を追加したということですが、去年の八月に電話番号が開示対象に追加されで半年以上経過していますが、この省令改正によって被害者救済につながった件数を伺います。

○政府参考人（竹内芳明君） 三月末の時点ですでに大手プロバイダーからの聞き取りによりますと、引き続き精査が必要な部分もございますが、電話番号を含む開示請求、五百件以上あります。

○吉川沙織君 私、時々、総務省行政評価局の規制の事前評価書を引いて質問させていたぐんですけど、今回、省令改正によって開示対象に電話番号を追加することにより、発信者を特定できな

のうち十九件が訴訟で、それ以外が任意だということも、なかなかこれ、任意開示多いのであれば、やはり事例の蓄積は大事だと思います。

この規制の事前評価書に、発信者情報開示における電話番号の開示対象の追加の際、これについて施行後五年以内に事後評価をすると書いていますが、何で五年見るんですか。

○政府参考人（竹内芳明君） 一般に、電話番号の開示には訴訟により請求を行う必要がありますので、その利用実績が十分に蓄積されるまでには五年程度を要すると見込まれるためでございます。なお、事後評価の実施時期が到来する前でありますても、制度の見直し検討の必要が生じた場合には、もちろん適切に対応を図つてまいる所存でございます。

○吉川沙織君 まあこれ、事案として恐らく法改正施行以降は増えるでしょうし、五年以内であっても、適切なタイミングでは非見直しをしてほしいと思います。

一方で、この改正法全体について、施行状況について検討を加える検討規定が入っています。その検討の時期を施行後五年を経過した時点と明記されていますが、この理由について局長にお伺いいたします。

○政府参考人（竹内芳明君） 本改正法では、この法律が適切に運用され、発信者情報の開示請求

について、事案の事情に即した迅速かつ適正な解決に資するものとなっているのか、一定期間経過後に見直す旨を規定してございます。

この期間を五年とした理由は、新たな裁判手続が広く普及し、その利用実績が十分に蓄積されるまでに五年程度を要すると予想されるためでございます。もとより、期限の到来前におきましても、見直しの検討が必要な状況が生じましたら臨機に対応してまいりたいと考えております。

○吉川沙織君 去年、省令改正して、電話番号を開示対象に追加した省令改正も五年で、今回の法律全体も五年。

何か、三年とかは考えなかつたんですか。

○政府参考人（竹内芳明君） 先ほど来、本法公布の日から施行がいつかという点もございますけれども、やはり一定のこうした新たな手続の利用の蓄積があり、その実施状況、実態について一定の把握をし、分析をし、見直し検討ができる時期

ということで五年という期間を置いてございます。ただ、先ほども申しましたが、状況によつては、その以前であつても必要な検討は当然に行つていただきたいと考えております。

○吉川沙織君 この改正案は、今日、委員会で採決されれば、恐らくあしたの参議院本会議で可決、成立をすると思われます。そうなつて、まあ公布がいつか分かりませんけど、公布から一年以上掛

かって施行になつて、そこから五年だと、何年先、結構先になります。どんどん権利侵害事案が増えていく中で、やはり五年と言わず、見直すべきタイミングが来れば直ちに見直しをしていただきたいと思います。

そこで、大臣にお伺いいたします。

改正法施行後においては、非訟手続による発信者情報開示の手続に関する、裁判所の後見的な役割や業務負担など、先ほども答弁ありました、運用状況とともに、手続の活用だけではなく、悪用、濫訴が懸念される事案などを的確に総務省として把握して、制度の改善につなげていく必要があります。開示対象の電話番号についても、被害者救済にこれからもどの程度効果的だったのかを調査していく必要があると思います。

見直しに向けて、効果の検証及び制度見直しの際にどのようなデータが必要となると考えているのか、伺います。

○国務大臣（武田良太君） 五年後見直しにおける新制度の効果検証の際には、例えば、従来の裁判手続及び新たな裁判手続における請求件数や開示件数、従来の裁判手続及び新たな裁判手続における申立てから開示決定までの所要日数、誹謗中傷等に関する相談件数などのデータを把握した上で検討していくことにならうかと考えております。

また、総務省としては、これらのデータなどを

基にして、改正法が適切に運用され、発信者情報の開示請求について、その事案の実情に即した迅速かつ適正な解決に資するものとなつてゐるか検証を行い、本制度の見直しについて検討を実施してまいりたいと考えております。

○吉川沙織君 平成二十九年から、政府は証拠に基づく政策立案、EBPMというのを掲げています。EBPMというのは、あらかじめどういうデータが必要かというのをそろえた上で効果検証したり次の施策につなげていくのが筋です。あらかじめ法が施行される前に、今大臣が答弁いただいたようなデータ、それ以外にも有益だと思われるものをピックアップして、多分こういう権利侵害事案なかなか減る方向には行かないと思いますので、どのようなデータが必要なのかというのをこれから、今から、今の段階から精査をして、大臣が替わろうとも、局長が替わろうとも、ちゃんととした運用と見直しがなされるようにやつていただきたいと思います。

今回の改正案は、新たな裁判手続の新設を通じて迅速な被害者救済につなげるものであると認識していますが、先ほどから何回も申し上げておりますとおり、被害者救済と、表現の自由と通信の秘密とも関連する難しい課題です。施行までの間も、法が施行されてからの間も、見直し規定入つておりますので、行政監視の観点からこれからも

注視していきたいと思いますので、引き続きよろしくお願ひいたします。
ありがとうございました。